

令和2年蘭越町議会第2回臨時会会議録

○開会及び閉会

令和2年 4月27日

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時35分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（ 9名）	1番	金安 英照	2番	田村 陽子
	3番	永井 浩	5番	向山 博
	6番	難波 修二	7番	赤石 勝子
	9番	柳谷 要	10番	熊谷 雅幸
	11番	富樫 順悦		

欠席（ 0名）

○会議録署名議員

2番 田村 陽子 3番 永井 浩

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	副町長	山内 勲
教育長	首藤 一幸	総務課長	小林 俊也
税務課長	竹内 恒雄	住民福祉課長	北川 淳一
健康推進課長	山下 志伸	農林水産課長	西河 修久
建設課長	北山 誠一	会計管理者	小木 利夫
教育次長	田縁 幸哉	商工労働観光課主幹	小川 佳久
農業委員会事務局長	木村 恭史		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 河野 俊明 書 記 和田 慎一

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の行政報告及び提案理由の大綱説明
- 日程第4 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度蘭越町一般会計補正予算第11号）
- 日程第5 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度蘭越町一般会計補正予算第1号）
- 日程第6 議案第1号 蘭越町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第2号 蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第3号 蘭越町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第4号 令和2年度蘭越町一般会計補正予算（第2号）

○議長（富樫順悦） おはようございます。ただ今の出席議員は9名であります。これより、令和2年第2回蘭越町議会臨時会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。説明出席者につきましては、名簿をお手元に配布しておりますので御了承願います。

○議長（富樫順悦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番田村議員、3番永井議員を指名いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員長からお諮り願います。 「7番、赤石議員」

○7番（赤石勝子） 令和2年第2回蘭越町議会臨時会の開会にあたりまして、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。

会期は、本日１日間といたします。

日程につきましては、皆様にお配りしています日程表のとおり執り行いたいと思いますので、議長よりよろしくお取り計らいのほどお願いいたします。以上でございます。

○議長（富樫順悦） お諮りいたします。

ただ今、議会運営委員長からお諮りのとおり、本臨時会の会期は本日１日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日、１日間とすることに決定いたしました。

○議長（富樫順悦） 日程第３、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を願います。金町長。

○町長（金秀行） おはようございます。第２回蘭越町議会臨時会を招集しましたところ、大変御多用の中、議員の皆様方の御出席をいただきまして、本臨時会が開催できますことを、先ずもってお礼を申し上げたいと存じます。

第１回蘭越町議会定例会が開催されました３月２０日以降の行政報告については、お手元に資料として御配りしておりますが、詳細をお知らせしたい行事等について、口頭で報告申し上げます。

１ページ、３月２７金曜日、この日は永年にわたり蘭越消防団員として消防の発展に努められました西澤雅明さんと田中信昭さんへ消防長官表彰・永年勤続功労章の伝達を行ったところでございます。

３月３０日月曜日９時から、この日は蘭越町商工会女性部、坪田部長外から、毎年恒例の交通安全を祈願した、愛の鈴２００個の寄贈を受けました。この活動は昭和５０年から続く歴史ある事業で、今年も町内の小学校や幼稚園、保育所の新入生へ贈られたところでございます。

２ページ、４月３日金曜日、１５時３０分から、この日は教職員辞令交付式に出席し、御挨拶申し上げます。４月から異動により蘭越町立小・中学校に赴任された１２人の先生と、新規採用となった３人の先生に教育長から辞令が交付されたところでございます。

４月１０日金曜日、１４時から、この日は、倶知安町にて羊蹄山麓町村長会議が開催され、新型コロナウイルス感染症に対する町村対応などについて協議を行ったところでございます。各町村における地域経済への

支援対策について、各町村のマスク購入に伴う連携について、羊蹄山麓町村会として住民に注意を呼び掛けるチラシの配布、各役場内で感染者が発生した場合のバックアップとしての職員の派遣などについて協議を行い、連携して取り組んで行くことを確認いたしましたところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症予防対策について、御報告申し上げます。まず、これまでの主な取り組み経過を、申し上げますと、3月3日、2月28日に北海道より緊急事態宣言が発表されたことを受け、町として早急に感染症予防に取り組むため「蘭越町新型コロナウイルス対策本部」を設置し、3月19日までを重点的対策期間と設定し、期間内の町民への感染症予防のお願い、各課所管施設や関係機関に対して予防対策の徹底と周知に取り組むよう担当課に指示をいたしました。

また、3月4日から3月19日まで、ニセコエリア情報センター、町民センター外、社会教育施設を休館といたしました。

3月6日、感染症予防対策として、手作りマスクの作り方を町ホームページへ掲載し、花一会での電話及びメール受付による図書の貸出を開始いたしました。

3月19日、重点対策期間の最終日を迎えることから、第2回対策本部会議を開催し、3月31日までを感染対策期間と設定し、改めて、町民のみなさんへの感染症予防のお願い、各課所管施設や関係機関に対しての予防対策の徹底と周知に取り組むよう指示し、また、社会教育施設等の休館も3月31日まで延長といたしました。

3月27日倶知安町での感染者の発生を受けて第3回対策本部会議を開催し、各課に対し改めて感染症予防徹底の確認、指示をいたしました。

3月31日、第4回対策本部会議を開催し、感染対策期間を4月14日まで延長し、引き続き、感染症予防について町民へのお願い、各課所管施設や関係機関に対しての予防対策の徹底と周知に取り組むよう指示したところでございます。

4月10日、羊蹄山麓町村長会議が開催され、新型コロナウイルス感染症対策の協議を行ったところでございます。

また、春休み終了により、各学校が始まることから、町民センターなどの社会福祉施設についても開館しましたので、感染症予防対策として、全国的にマスクが不足している状況の中、納品される見通しとなったことから、早急にマスクを町民に配布するため、大人用マスク5万枚、子供用マスク4千枚の購入金額360万円を、4月7日専決処分にて予算措置を行わせていただきました。

4月14日、感染対策期間の最終日を迎えることから、第5回対策本

部会議を開催し、4月7日の国の7都府県を対象とする非常事態宣言、4月12日の北海道と札幌市による緊急共同宣言を受け、5月6日まで感染対策期間を延長し、札幌市や緊急事態宣言の対象となる都府県への不要不急の往来を控えることを新たに加えた感染症予防のお願い、各課所管施設等での予防対策の徹底、社会教育施設の休館を指示しました。

また、4月18日から4月24日まで大人用マスク一人10枚の無償配布を実施し、4月23日時点で約91パーセントの方が受け取り活用いただいたところでございます。

4月20日、町内社会福祉施設等における感染症予防対策に活用していただくため、厚生事業団1,000枚、昆布温泉病院1,200枚、愛星学園400枚のマスクを配付いたしております。

4月21日に子供用マスク4,000枚が納品されたため、町内小学校全児童に一人10枚の子供用マスク、179名分を教育委員会を通じ各保護者宛てへ送付いたしました。また、希望される小学校入学前の幼児を対象に子供用マスク一人10枚を無償配付することとし、5月1日までの7日間の日程で実施をいたしているところでございます。

さらに、町内医療機関、蘭越診療所、昆布診療所、蘭越歯科、山田歯科にそれぞれ院内感染予防に活用されるようマスク100枚を配付しております。

北海道内の感染者が減少されない状況の中、ゴールデンウィーク期間中、町観光施設において、感染拡大につながる危険性があることから、4月29日から二つの道の駅を、5月2日から幽泉閣の日帰り入浴とレストラン、雪秩父、貝の館をそれぞれ5月6日まで休館することを決定し、周知を図るよう指示をいたしたところでございます。

4月24日、蘭越商工会事務局長に来庁いただき、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う町内商工業者において経営が悪化されている実態と今後の経済対策について、副町長より、商工会として状況の把握と支援対策など、考えを早急に提案いただくことを要請いたしたところでございます。

これまでの経過としては以上でございますが、今後も、国や北海道の動向を注視し、また、羊蹄山麓各町村や関係機関と連携しながら、新型コロナウイルス感染症に係る予防や早急な経済支援策対策等について取り組んでまいりますので御理解と御協力をお願いいたします。以上で新型コロナウイルス感染症予防対策について行政報告を終わります。

次に、育苗施設の運営状況について、御報告申し上げます。

今年の冬は、降雪量は少なく水不足の懸念もございますが、育苗施設

におきましては、豊穣の秋を期待しながら、地域の皆さんの御協力をいただき、昨年と同日の４月１２日から播種作業を開始しておりまして、１４日に初出荷、２９日に当初の計画通り最終出荷を終えるところでございます。４月１２日の播種作業開始にあたり、育苗施設運営委員会の中井委員長さんにも御出席をいただき、健苗マットの出荷と操業の安全を祈願したところでございます。今年の利用戸数は７０戸で、供給マット数は２１万４，８４２枚で、作付面積に換算しますと、約６１３．８ヘクタールとなり、昨年と比較しますと、利用戸数は離農などにより２戸減となり、作付面積は基盤整備事業による休耕などにより２７．９ヘクタールの減となりました。

また、今年度から床土に代わりロックウールマットを導入していますが、苗は順調に生育しており、豊穣の秋につながることを念じ、育苗施設の運営状況についての行政報告を終わります。

次に、本日提案いたします議案の提案理由の大綱について、御説明申し上げます。

承認第１号及び承認第２号につきましては、専決処分事項の承認をお願いするものでございます。

承認第１号は令和元年度蘭越町一般会計補正予算第１１号について、３月３１日に専決処分させていただき、歳入歳出それぞれ２４万７，０００円を追加したものでございます。補正の内容でございますが、歳出では、民生費で地域福祉基金積立金２４万７，０００円を追加し、歳入につきましては、地域福祉基金指定寄附金２４万７，０００円を充当したものでございます。

承認第２号は令和２年度蘭越町一般会計補正予算第１号について、４月７日に専決処分させていただき、歳入歳出それぞれ３６０万円を追加したものでございます。補正の内容でございますが、歳出では、衛生費で新型コロナウイルス感染症予防対策としてマスクを購入するため消耗品費３６０万円を追加し、歳入につきましては、前年度繰越金３６０万円を充当したものでございます。

承認第１号、承認第２号、いずれも地方自治法第１７９条第１項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、同条第３項の規定により承認をお願いするものであります。

議案第１号につきましては、蘭越町税条例等の一部を改正する条例について、議決をお願いするものでございます。

地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴いまして、蘭越町税条例等につきましても、所要の改正が必要であり、条例の一部改正をお願い

するものでございます。

議案第２号につきましては、蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議決をお願いするものでございます。

地方税法施行令の一部を改正する法律等が施行されたことに伴いまして、蘭越町国民健康保険税条例につきましても、所要の改正が必要であり、条例の一部改正をお願いするものでございます。

議案第３号につきましては、蘭越町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議決をお願いするものでございます。

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴いまして、蘭越町後期高齢者医療に関する条例につきましても、所要の改正が必要であり、条例の一部改正をお願いするものでございます。

議案第４号につきましては、令和２年度蘭越町一般会計補正予算第２号でございますが、歳入歳出それぞれ１，１５３万６，０００円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主なものにつきましては、総務費では法人税の５万９，０００円の追加、衛生費では、新型コロナウイルス感染症予防対策に係る消耗品費３００万円の追加、飲用水施設設備事業補助金９３万円の追加などを合わせまして４２０万５，０００円の追加、商工費では、シェルプラザ港縁石修理３５０万円など３６９万６，０００円の追加、土木費では、町道小南部川沿線側溝修理外３４０万円の追加、教育費では花トイレ給排水設備修繕費１７万６，０００万円を追加し、歳出総額１，１５３万６，０００円を追加するものでございます。

歳入につきましては、前年度繰越金１，１５３万６，０００円を追加し、充当するものでございます。

なお、詳細につきましては、議案説明の時に、担当課長から説明いたします。以上で、行政報告及び提案理由の大綱の説明を終わります。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を終わります。

○議長（富樫順悦） 日程第４、承認第１号専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） ただ今、上程されました承認第１号

専決処分事項の承認を求めることについて、御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規程により、専決処分をいたしましたのは、令和元年度の蘭越町一般会計補正予算第11号です。

議案の3枚目を御覧願います。

令和2年3月31日付けで専決処分いたしました令和元年度蘭越町一般会計補正予算第11号につきまして、御説明します。

現在、この会計の予算総額は、70億2,723万8,000円で、歳入歳出それぞれ24万7,000円を追加し、70億2,748万5,000円とするものです。また、歳入歳出予算の補正の款・項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」によるものです。

それでは事項別明細書の歳出から御説明します。

6ページを御覧願います。

3款民生費 1項社会福祉費 11目地域福祉基金費、補正額24万7,000円、特定財源のその他は、地域福祉基金指定寄付金です。25積立金24万7,000円。地域福祉基金積立金で、4件の寄附がありましたので積み立てさせていただくものです。

次に歳入ですが、5ページを御覧願います。

19款寄附金につきましては、歳出の特定財内訳で説明しましたので、説明を省略します。

以上、専決処分いたしました令和元年度一般会計補正予算第11号の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。 討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、承認第1号専決処分事項の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

○議長（富樫順悦） 日程第5、承認第2号専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） ただ今、上程されました承認第2号専決処分事項の承認を求めることについて、御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規程により、専決処分をいたしましたのは、令和2年度の蘭越町一般会計補正予算第1号です。

議案の3枚目を御覧願います。

令和2年4月7日付で専決処分いたしました令和2年度蘭越町一般会計補正予算第1号につきまして、御説明します。

現在、この会計の予算の総額は、61億8,500万円で、歳入歳出それぞれ360万円を追加し、61億8,860万円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款・項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

それでは事項別明細書の歳出から御説明します。

6ページを御覧願います。

4款 衛生費 1項 保健衛生費 2目 予防費、補正額360万円。

10需用費360万円、消耗品費で、新型コロナウイルスの感染拡大の恐れがあるため、予防対策として緊急に準備する必要がありましたので、マスク大人用5万枚、子ども用4,000枚を購入したものです。

なお、18日から住民に配布させていただいております。

次に歳入ですが、5ページを御覧願います。

21款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額360万円。前年度繰越金です。

以上、専決処分いたしました令和2年度一般会計補正予算第1号の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。 「2番、田村議員」

○2番（田村陽子） 緊急性があったということで、それはもう致し方ないことだったなと思っております。このマスク5万枚というのが、福井県のほうから、この間小林課長から、福井のほうからということをお聞きしましたが、今品薄でなかなか手配ができない中、その手配の経緯というか、どうしてそこまで、福井県に至った経緯の説明をしていただきたいのと、それが一つと、もう一つは緊急であったということで使い捨てのマスクなんでしょうけども、この先使い捨てマスクというのは、あくまで、使ってれば後は捨てちゃう、何回かは使うかもしれないですけど、どうしても捨てちゃうということになりますよね。ですからこの先、またマスクが必要になるとかということになった時に、やはり洗濯して、まわせる物、それを今、町民の方に作ってもらってそれを町が買い上げるとか、そういう形で町民のほうに、またそれが還元されるような仕組みもこの先考えながら、全てがこの先使い捨てを、これからまた緊急で、緊急でと必要になった時にするのではなくて、町民の皆様に、皆さんにそれを作ってもらって町に、買い上げたら町の皆さんの方にも収入としてなったりしますよね。そういうシステム作りというのもこの先考えていらっしゃるかどうか、2点お聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（富樫順悦） 小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） 1点目のマスクの購入の経緯なんですけど、羊蹄山ろく町村管内においても、従来の取引先、こちらの購入がなかなか厳しいということで、入荷されないという状況になっておりました。

そこで福井県の製造、輸入会社がですね、日本国内にマスクが出回らないという状況を回避しようとしまして、地方公共団体であればその地域で適切な配分、また広く住民の感染を守れるのではないかとということもございまして、各町村にファックス、または電話で問い合わせたようです。私のほうで各山ろく町村の状況等も聞き取った中で、喜茂別さんのほうでいち早く購入等も考えてるということで、会社の情報も、しっかりした会社であるという情報も得ましたので、こちらの会社を推薦して購入のほうに進めたということで御理解頂ければと思います。

○議長（富樫順悦） 山下健康推進課長。

○健康推進課長（山下志伸） もう1点、使い捨てマスクに代わるものと

ということですけど、感染症予防ということで、配布させてもらいましたマスクにつきましては、不織布といいまして、布ではありません。紙でもありません。それで三層構造になってまして、マスクにつきましては、町民の方にもお願いしてますが、自らが感染しているのをほかの人にうつさないという目的でつけてもらっています。ですので、飛沫感染を、飛沫が飛ばないようにしてもらわなければならないんですけど、今言われている、皆さんつけている、不織マスクでサージカルマスクと言いまして、医療現場でも普通に使われている物です。できるだけ細かい粒子だとかそういうものを吸い込まない、飛び出さないという仕組みになっております。布マスクですと、そこまでの効果がはっきりとしてありませんので、よっぽど中にガーゼを何枚も入れるだとか、そういったことになるかと思いますが、ただ、マスクが手に入らない状況ですからいろんな方がマスクを作られていますけど、町としてはできるだけ、感染予防に徹するという意味でも、皆さんの御理解を得ながら、なるべくサージカルマスクを確保していきたいと思っています。以上です。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○2番（田村陽子） 福井の会社のほうからファックスが各町村に来てたということで、わかりましたし、山下課長の、こちら町のほうから提供するものはやはりサージカルマスクということで、今後やはりもう1回とか2回とかそういう可能性もやっぱりあるのかなって思ったりするんですよね。その度に360万とか、そこでかかってくることになる可能性はあるってことですよね。そういうふうに考えておけば、また違う所での、そこにまわす部分での予算の方に、そっちが一番大事になってくると考えていらっしゃるなら、その部分で必要な部分を、ほかに必要でない所は削ったりしながらやっていただきたいなと思っています。

ですから、町のほうから町民から購入したりすることはしないということですね。最後、そこお聞きします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 田村議員の御質問にお答えします。

購入しないという部分ではなくて、今、田村議員がおっしゃってる部分というのは一つの、マスクの品薄の中で、購入する方法、それが町内から購入するという部分と、違うほうから購入する、それは感染予防対策

と経済対策というかそういう部分にも関わってくるという御質問かなと理解をしているところでございます。ですから、町としてはいち早く、今マスクが品薄という形の部分の中で、町民が感染予防対策をしてもらう方法として、マスクがないので何とかある所から取り入れて、今回10枚を配布したと。今、新聞報道でも出されておりますが、マスクが、医療関係はかなり品薄になっているという分もありますので、当面ですが、町としてはこの後、補正予算にも出していただきますが、マスクの備蓄というかそういうものはまだ必要であると考えております。

それと併せて、だんだん今インターネットとかいろんな方法でマスクが出回ってきてる、そういう部分もあります。そういう状況見ながら、町内の経済対策として、議員がおっしゃったそういうような方法というものは、今後内部で検討しながら進めていきたいなと考えております。

ですから担当課長がおっしゃった分からいくと、町としては備蓄としてマスクというものはさらに購入させていただきながら、そして町民の皆様が、これから長期戦になる、そういうような対応のために、議員がおっしゃっている対策というものは内部で協議しながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○2番（田村陽子） じゃ、その備蓄するという部分のマスクの手配も、福井の会社とつながって、ずっとその先も確実にそこから買えるということになってるんでしょうか。

○議長（富樫順悦） 山下健康推進課長。

○健康推進課長（山下志伸） ただ今の御質問にお答えいたします。

今日、補正のほうで考えているんですけど、今、社会福祉事業所にまず優先的にお話がありました会社から今回は買おうとしております。それが約1万6,000枚ほど購入をしているところであります。

今回は町長ともお話をしまして、まず5万枚を購入させてもらいました。それを無償で配布させてもらっています。その中でも少し備蓄にまわせる分ありますので、それも併せて今後、町長が言いましたけど、長期にわたる対応が必要だと思いますので、マスクを備蓄用として今回買う予定をしているところです。以上です。

○議長（富樫順悦） 外に質疑ありませんか。 「９番、柳谷議員」

○９番（柳谷要） はい、マスクに関連して、これらウィルス対策の一連の流れについて伺いたいと思います。

道は頻繁に、知事を始め、記者会見を中心に情報発信してる、道段階の情報は極めて鮮明に的確に分かるというふうに私も捉えております。

この非常事態宣言の、緊急事態の一番の骨子というのは何かと言うと、実施者は地方自治体ということですよ。国ではないんですよ。

それで都道府県が中心となると。現在の地方自治の構造というのは、町村と都道府県が一体になって二層性をひいてるということでございますよね。そういう観点から見ると、道の情報が保健所やそのほか関係機関とどれだけ密にいつてるかということが、現状認識で住民の皆さんに周知しらするというのが、私は、それぞれの町村の努力非常に大事なんですけど、道との関係、つまり振興局との関係がどうなのか。

もし、自分が発症したと思ったときに、どういう手立てとすればいいのかというのは報道では一部されているんですが、町の担当からはそういう周知を、それから防災無線などでしつこいぐらい、私はやられて然るべきだというふうに思うんですよ。それがまず第１点。

それから、町長、行政報告で町村会の合意事項について報告ありましたが、私はもし、役場の特定の部署、例えば出先であれば問題ない、本庁で濃厚接触が疑われる発症者がいた場合、役場そのものが機能を停止しなければならない事態を、やはり提起されたのではないかというふうに聞きましたよね。各町村それぞれ持ち帰って、それぞれの町で手分けをして、応援できるものはどう応援するか、出かけてきて応援するのは、例えば本庁舎はだめだけど山村センターは使えるよとか、そういう非常災害対策としての話し合いがあったのかどうかですね、その辺の所を、この二つを町長からお聞きしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答えいたします。

道と町村の関係について御質問あったと思います。町といたしましては、道のほうからいろいろ、新型コロナウイルスに関する情報というのは逐次、入って来てますので、熱が上がったり、そうなった場合、どういう対応をとったらいいいのかというのは、実はオフトーク、行政通信システム含めて、連日、町のほうでは報道してるというふうに認識している

ところです。

その都度入ってきますので、緊急事態宣言が入りました、その時点で追加になった、その部分も含めて、行政通信システムをもって連絡をしているという分でありますので、町としては担当課のほうと保健所と十分連携を取って行ってる、それと必ず病院ですね、町立の病院ともよく話を聞きながら、できれば直接行ってという分ではなく必ず、何か自分がそういう体調不良になった、そういう場合についてはまず電話で病院のほうと相談して、医師の診断を仰いで対応を取る、そういうようなことも含めて町民のほうには周知をしている現状でございます。

今後もそういう長期戦がかかってくるのが予想されますので、十分町民には町のホームページ、更には行政通信システムを活用してですね、周知を図っていきたいと思っているところでございます。

それと2点目の羊蹄山ろく地域において、町村長会議で連携を取っていきたいということは、今、議員がおっしゃった、仮に各町村において感染者が出た場合ですね、濃厚接触として、ある一部というのは、その職員というのは待機していかなかったらならない。それが各課で応援できる部署であればそういうことは可能なんです、特に技術職の部分、保健師、そういう部分が感染になった場合、なかなか道、そういう所から応援を来てくれると、より多くなった場合難しい分がある、その時には羊蹄山ろく町村の中でそういう保健師の応援、技術職の応援、そういうことを、なった場合に協議をしながら進めていこうという話を確認いたしたところでございます。ですからまず、庁舎内の部分で感染者が出た場合は、庁舎内でなるべくの部分の中で対応してまいります、より多く出た場合はその都度、都度に応じて協力体制が取れるように協議していこうということを確認しましたので、御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 提案との関連で大変恐縮です。それから私は、全ての町民というわけにはいかないんでしょうけど、町民の中でこのウィルスに対する共通認識が、ほぼマスコミに頼った情報で、これは非常に重大な事なんですけどそれだけになっていると。じゃあ自分がかかった時どうするのとなった時におろおろするということ避けなければならない、というふうに思うんですね。かかりつけ医制度という、蘭越の保健医療がかかりつけ医制度を、診療所の先生でも厚生病院の先生でもいいん

ですけど、電話一本でアドバイス頂けるシステムに日常どれだけなっているかというのが、やっぱり私は、例えばこの人は持病があるとか把握している一次医療機関がどれだけ専門医につなげるかっていう、それがもしかの時の、私は、例えば江戸末期のコレラ、浅はかな知識ですけど、それから第一次世界大戦の後のスペイン風邪とか、日本では数十万人の人が死んでる事件というのはたくさん世界中ではあるわけです。そういう時代と今日どれだけ違うのかというと、やはり情報がこれだけ発達してるという分、けどどれほど、自分がぶち当たった時に賢く対応できるかといったら、まだ身についてないのではないかと。訓練されていないと。知識はたくさんあるけど訓練されていないと。災害というのはそういう側面があるので、その辺の所、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答えします。

本当に今回の新型コロナウイルスというのは恐ろしい病気だと感じているところです。特に芸能人だとか有名な方が亡くなった部分での影響というのは国民にとって非常に大きな部分があったのではないかと。

いつ何時、どこでかかるか分からないと。そういう部分をやはり町民に一人一人がですね、自分が感染予防をしていくという考え方が必要ではないかと考えているところです。自分は大丈夫じゃなく、いつ何時かかるかわからない、その対策はやはり予防である、それを第一に考えて町としては周知を図っていかなければならないのではないかと考えているところです。そのために実は、何かあった時には健康推進課、または保健所、病院、そういう所に相談的な部分というか、周知も含めたお問い合わせはということで今、町民にも周知はしていますので、今、議員がおっしゃったそういう部分含めてですね、またいろいろな場を設けて町民のほうには感染予防の周知というのは十分果たしていかなければならない、まずは非常に今は我慢の時かなと考えております。これから大型連休が始まる時に、いかに町民の皆さんが我慢をしながら自粛をして、少しでも感染者が出ないことに努める、それがだんだん、特效薬がない中で今、感染者を出さない方法の一つではないかなと考えておりますので、十分周知のほうには担当課含めて、町民がわかりやすく、そして何かあった時にどこに連絡すればいいかということも含めて対応取ってまいりたいと考えておりますので御理解願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、承認第2号専決処分事項の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

○議長（富樫順悦） 日程第6、議案第1号、蘭越町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹内税務課長。

○税務課長（竹内恒雄） ただ今、上程されました議案第1号蘭越町税条例等の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正理由は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことにより、蘭越町税条例につきましても、所要の改正が必要でありますことから、条例の一部改正をお願いするものでございます。

今回の主な改正は、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の改正、低未利用土地等の長期譲渡に係る特別控除の創設、所有者不明土地等に対し、現に所有している者の申告の制度化及び使用者を所有者とみなす規定の新設、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しなどでございます。

参考資料①、蘭越町税条例等の一部を改正する条例の概要により、御説明申し上げますが、今回の改正に伴う施行年月日につきましては、備考欄によるものでございます。また、法令及び条例改正に伴う条項や文言の整理につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、参考資料1ページを御覧願います。

本条例では、第1条及び第2条で、蘭越町税条例を改正し、第3条及び第8条から第10条で、過去に可決いただきました、蘭越町税条例等の一部を改正する条例を改正するものでございます。

まずは、第1条による改正でございますが、第24条は、個人町民税の非課税の範囲に関する規定でございます。未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しに伴う規定を整備する改正です。

内容は、令和元年度改正後の女性の寡婦、男性の寡夫、単身児童扶養者に対する個人町民税の人的非課税措置を見直し、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親及び寡婦を対象にするものでありまして、令和3年1月1日から施行するものです。

8ページに資料を添付してございますので、後ほど、御覧願います。

第33条の2は、所得控除に関する規定でございます。ひとり親控除を追加する等の規定を整備する改正です。9ページを御覧願います。

今回の改正は、全てのひとり親家庭に対し公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、改正がなされました。

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（所得48万円以下）を有する単身者について、ひとり親控除、控除額30万円が適用されます。女性の寡婦で、所得500万円以下の場合については、引き続き26万円の控除額が適用されますが、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても500万円以下が設定されますことから、前年の所得が500万円を超えた場合は、控除が該当しないこととなり、令和3年1月1日から施行するものです。1ページに戻ります。

第35条の2は、町民税の申告に関する規定でございます。寡婦控除に係る法律改正に伴う規定の整備であり、令和3年1月1日から施行するものです。

第35条の3の2は、個人町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書に関する規定でございます。給与申告者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とする規定の改正であり令和2年4月1日から適用するものです。次に、2ページを御覧願います。

第35条の3の3は、個人町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する規定でございます。公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とする規定の改正であり、令和2年4月1日から適用するものです。

附則第6条及び附則第7条の3は、元号改正に伴う改正でございます。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特

例の規定でございまして、本特例の適用期限を3年延長し、現行法上、令和3年度分まで個人町民税が対象とされているところ、令和6年度分まで対象とするもので、令和2年4月1日から適用するものです。

附則第17条は、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の規定でございまして、土地基本法の一部が改正され、都市計画区域内で、所有期間が5年を超え、上物を含めて譲渡価格500万円以下等の要件を満たす、低未利用土地等の譲渡所得に100万円の特別控除の新設であり、令和3年1月1日から施行するものです。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の特例の規定でございまして、本特例の適用期限を3年延長し、現行法上、令和2年度分まで個人町民税が対象とされているところ、令和5年度分まで対象とするもので、令和2年4月1日から適用するものです。

第3項の改正は、法律改正に伴う整備でございまして、令和3年1月1日から施行するものです。

附則第23条は、元号改正に伴う改正でございます。

次に、3ページを御覧願います。

第47条は、法人町民税の申告納付の規定でございまして、租税特別措置法の改正に伴う規定の整備であり、令和2年4月1日から適用するものです。第53条は、固定資産税の納税義務者等の規定でございまして、法律改正に伴う規定の整備であります。第5項は、一定の調査を尽くしても、なお固定資産の所有者が一人も明らかにならない場合、事前に使用者に対し通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができる新設の規定でございまして、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用するものです。

第60条及び第60条の2は、法律改正に伴う規定の整備であり、令和2年4月1日から適用するものです。

第73条の3は、現所有者の申告の規定でございまして、登記又は補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる新設の規定であり、令和2年4月1日から適用するものです。

第74条は、固定資産に係る不申告に関する過料の規定でございまして、第73条の3の新設に伴う規定の整備であり、令和2年4月1日から適用するものです。

第130条は、特別土地保有税の納税義務者の規定でございまして、第53条の改正に伴う規定の整備であり、令和2年4月1日から適用す

るものです。

附則第10条は、読替規定でございまして、文言の整理であります。
次に、4ページをご覧ください。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に関する規定でございまして、法律改正に伴う規定の整備であり、令和2年4月1日から適用するものです。

附則第10条の4及び附則第11条から附則第15条までは、法律改正に伴う規定の整備と元号改正に伴う改正であり、令和2年4月1日から適用するものです。

附則第22条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等に関する規定でございまして、第53条の改正に伴う規定の整備と元号改正に伴う改正であり、令和2年4月1日から適用するものです。

第93条は、たばこ税の課税標準の規定でございまして、軽量の葉巻たばこの課税標準を、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本とする換算方法を令和2年10月1日から実施となりますが、激変緩和等の観点から、令和3年9月30日までの間の換算方法について、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算とする経過措置であり、令和2年10月1日から施行するものです。

第95条は、たばこ税の課税免除の規定でございまして、輸出等に係る課税免除の適用に当たって必要な手続きを簡素化する規定の整備であり、令和2年4月1日から適用するものです。

第97条は、たばこ税の申告納付の手続きの規定でございまして、第95条の改正に伴う規定の整備であり、令和2年4月1日から適用するものです。

附則第16条は、元号改正に伴う改正でございます。

次に、5ページを御覧願います。附則第3条の2及び附則第4条は、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備であり、令和3年1月1日から施行するものです。

第2条による改正でございますが、第23条は、町民税の納税義務者等の規定でございまして、法律改正に伴う規定の整備であり、令和4年4月1日から施行するものです。

第31条は、均等割の税率の規定でございまして、法人税法において通算法人ごとに申告等を行う改正、連結納税の廃止に伴う規定の整備であり、令和4年4月1日から施行するものです。

第47条は、法人町民税の申告納付の規定でございまして、法律改正

に伴う規定の整備であります。

第9項の削除は、通算法人について課税標準を法人税額とする改正、個別帰属法人税額の廃止に伴う規定の削除であり、令和4年4月1日から施行するものです。

第49条は、法人町民税に係る不足額の納付の手続きの規定でございまして、法人税において通算法人ごとに申告等を行う改正、連結納税の廃止に伴う規定の改正であり、令和4年4月1日から施行するものです。

第51条は、法人町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の規定でございまして、第4項から第6項の削除は、法人税において通算法人ごとに申告等を行う改正、連結納税の廃止に伴う規定の削除であり、令和4年4月1日から施行するものです。次に、6ページを御覧願います。

第93条は、たばこ税の課税標準の規定でございまして、軽量の葉巻たばこの課税標準を、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本と換算とする改正であり、令和3年10月1日から施行するものです。

ちなみに、第1条改正では、激変緩和等の観点から令和3年9月30日までの間の換算方法として、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算とする経過措置でありまして、2段階での改正でございます。

第19条及び第20条は、法律改正に伴う規定の整備であり、令和4年4月1日から施行するものです。

附則第3条の2は、延滞金の割合等の特例の規定でございまして、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備であり、令和4年4月1日から施行するものです。

次に、第3条による改正は、令和元年蘭越町条例第12号による、蘭越町税条例等の一部を改正する条例を改正するもので、第24条、個人町民税の非課税の範囲から附則第4条までは、令和元年度税制改正で講じられた、単身児童扶養者を個人町民税の非課税措置の対象に加える改正を削る等の規定の改正であり、令和2年4月1日から適用するものです。

今回の改正により、個人町民税の人的非課税措置の対象となる未婚のひとり親について、児童扶養手当受給者、18歳以下の児童の父又は母、に限定しないことになります。

附則第1条から第7条は、法律改正に伴う規定の整備により、附則の規定を定めるものです。次に、7ページを御覧願います。

次に、第8条による改正は、平成27年蘭越町条例第11号による、蘭越町税条例等の一部を改正する条例を改正するもので、附則第5条は、元号改正に伴う改正であり、令和2年4月1日から適用するものです。

次に、第9条による改正は、平成29年蘭越町条例第11号による、

蘭越町税条例等の一部を改正する条例を改正するもので、附則第1条から附則第4条は、元号改正に伴う改正であり、令和2年4月1日から適用するものです。

次に、第10条による改正は、平成30年蘭越町条例第14号による、蘭越町税条例等の一部を改正する条例を改正するもので、

附則第1条から附則第11条は、元号改正に伴う改正であり、令和2年4月1日から適用するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号蘭越町税条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） ここで、10分間休憩をいたします。再開は11時10分とします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第7、議案第2号蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹内税務課長。

○税務課長（竹内恒雄） ただ今、上程されました議案第2号蘭越町国民

健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

今回の改正理由は、国民健康保険税の法定軽減対象世帯の拡充に伴い、地方税法施行令の一部が改正され、また、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に伴い、土地基本法の一部が改正されましたことから、蘭越町国民健康保険税条例につきましても、所要の改正が必要でありますことから、条例の一部改正をお願いするものでございます。

参考資料②、新旧対照表により、御説明申し上げます。

変更箇所は、アンダーラインを引いてございます。

第23条は、国民健康保険税の減額についての規定でございます、

国民健康保険税の算定は、応能割といわれている担税力に応じて負担する所得割と資産割、応益割といわれております受益に応じて負担する均等割と世帯別平等割を合算して求める仕組みとなっておりますが、担税力が低いと認められる被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合は、応益割の部分につきまして、軽減措置を講ずる制度が設けられております。

この軽減措置につきましては、昨年度及び平成30年度以前においても拡充され、改正したところですが、今般の経済動向等を踏まえますと、今年度においても、低所得者の軽減措置の拡充は必要であるとの判断から、引き続き拡充するものでございまして、第1項第2号中、「28万円」を「28万5千円」に改め、同項第3号中、「51万」を「52万円」に改めるものでございます。

この軽減措置は、5割軽減、2割軽減を受けることができる世帯の所得額判定に使用するもので、5割軽減は、被保険者数に28万5千円を乗じた額に33万円を加えた額以下の世帯の所得額が該当し、2割軽減は、被保険者数に52万円を乗じた額に33万円を加えた額以下の世帯の所得額が該当いたします。

参考までに、令和元年度の国民健康保険税当初課税時で算定をいたしましたところ、5割軽減は、2割軽減から5割軽減となる世帯は、1世帯該当があり、2割軽減で新たに5世帯該当するものであり、税額では、6世帯で91,700円の減額となりました。

附則第4項及び附則第5項は、譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例についての規定でございます、土地基本法の一部が改正され、都市計画区域内で、所有期間が5年を超え、上物を含めて譲渡価格500万円以下等の要件を満たす低未利用土地等の譲渡所得に100万円の特別控除の規定が整備されました。この改正に伴い、附則第4項及び附

則第5項中、「第35条の2第1項」の次に、「第35条の3第1項」を加えるもので、ございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものです。

ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法の一部を改正する法律、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行となります。

第2項では、国民健康保険税の課税に係る適用年度を定めております。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（なし）と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第8、議案第3号蘭越町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 「北川住民福祉課長」

○住民福祉課長（北川淳一） ただ今、上程されました議案第3号蘭越町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。表紙をめくって、提案理由の箇所を御覧ください。

本条例は、後期高齢者医療の事務に関する事項を定めているものです

が、この町の条例が準拠している、北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する条例の改正により、当該広域連合が新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給することとしたことにより、町において、その支給申請書の受理を行えるようにするため、条例で事務の追加を行うものであります。

それでは、参考資料の③を御覧ください。

この新旧対照表のアンダーライン部分が改正箇所であります。

第2条の「第7号」の次に「第7号の2」として、「広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を加えます。

そして、附則により、この改正条例の施行は、公布の日からとするものです。以上で、説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（なし）と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号蘭越町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第9、議案第4号令和2年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

提案理由の説明を求めます。小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） ただ今、上程されました議案第4号令和2年度

蘭越町一般会計補正予算第2号につきまして、御説明いたします。

現在、この会計の予算の総額は、61億8,860万円で、歳入歳出それぞれ1,153万6,000円を追加し、62億13万6,000円とするものです。また、歳入歳出予算の補正の款・項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものです。

それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。

6ページを御覧願います。2款総務費 1項総務管理費 4目財産管理費 補正額5万9,000円。26公課費5万9,000円。法人税で、昨年度で解散した蘭越町土地開発公社に係る令和2年度法人税均等割についての清算分の補正をお願いするものです。

4款衛生費 1項保健衛生費 2目予防費、補正額327万5,000円。3職員手当等27万5,000円。時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当で、マスクの配布に伴う時間外手当です。10需用費300万円。消耗品費で、新型コロナウイルス感染症予防資材として、備蓄用マスク2万枚、また、消毒用アルコールを町民へ配布予定しており、15リットル入140缶、配布用500ミリリットル容器、世帯分2,100本を購入するものです。

4款衛生費 3項上水道費 1目飲用水施設整備費、補正額93万円。

18負担金補助及び交付金93万円。飲用水施設整備事業補助金で、水道区域外の住民からの申請1件があり、補助するものです。

7款商工費 1項商工費 8目道の駅費 補正額350万円。

10需用費350万円。修繕料で、道の駅シェルプラザみなどの駐車場など周囲の縁石が、経年劣化により破損が酷いため修理するものです。

次のページになります。9目ふれあいの郷費、補正額19万6,000円。10需用費19万6,000円。修繕料で、ふれあいの郷とみおか2号棟のボイラーが故障したため、交換修理するものです。

8款土木費 2項道路橋りょう費 2目道路維持費、補正額340万円。10需用費340万円。修繕料で町道小南部川沿線側溝修理、町道国鉄旧線通線配水修理及び町道山開センター通線横断側溝補修を行うものです。コロナウィルスの影響もあり、町内民間事業者の工事受注数等、例年より減少していると伺っており、シェルプラザ港の縁石修理も含め、補修の必要性の高い事業につきまして、追加をお願いするものです。

10款教育費 4項社会教育費 3目花一会図書館費、補正額17万6,000円。10需要費17万6,000円。修繕料で、花トイレの排水管的の漏水外、小便器センサーの取り換えなど、修理するものです。

続きまして、歳入に戻ります。5ページを御覧願います。

21款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額1,153万6,000円。1繰越金1,153万6,000円。前年度繰越金です。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。 「2番、田村議員」

○2番（田村陽子） 6ページの道の駅の商工費の所です。修繕料、シェルプラザの縁石修理費ですけど、私、昨日見てきました。確かに縁石、あちこち傷んでますが、これは今本当に緊急性のあるものなのかという所をお聞きしたいということと、コロナの影響で工事受注、仕事が減っているから公共事業で、ということ若干お伺いしたんですけど、ですが、今この状態で公共事業とはいえ、各企業さんに所属してお給料が頂けるといふ部分の方の会社と、町内の商店なりフリーランスで仕事されていて、本当に収入が途絶えてしまっている方たちのことを考えますと、そちらのほうの補償が先に出てきて当然じゃないかと私は考えているんですけど、そこの所を2点、緊急性のあることなのかということと、商工費の中のフリーランスとか商店への補償を今回ここには出てないですけど、そこには対応しないのかということ、まず2点、お願いします。

○議長（富樫順悦） 小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） 説明の中でも御説明したように、修繕の必要性が高いということでございまして、今までも当初予算に担当課のほうから何回か上がってきたものがございまして、その中で今回、コロナ対策、業者のほうなんですけど、商業関係、これ大変なのは十分理解しております。町長の行政報告の中でも、今後の経済状況につきましてはそちらのほうで対応組んでいきたいということも報告しておりまして、一概に商工業のほうを外しているというわけではございませんので、十分に検討しているということを理解していただきたいと思います。

事業に関しましても、緊急融資、以前補正をお願いした中でも、建設業のほうかなり申請等も上がっているという状況ございまして、商工業ばかりでなく建設業、またいろんな業種に関してもいろんな所でコロナの影響が出ているんだと感じているところでありますので御理解等、お願

いたします。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○2番（田村陽子） 縁石の修理、それで業者が助かる部分、そこへの仕事が行くということに関して別に否定しているわけではありません。

ただ、シェルプラザの縁石、駐車場見ましても、毎年来てからずっと思ってますけど、どうも使いにくい駐車場ですよね。縁石が間に細長い、人が歩く所があったりするのか、それが冬になったら除雪とかでやっぱり削られていくと思うんですよね。ですから、この際それなら、駐車場自体を本当に平らにするなり、逆に真ん中の縁石をなくすぐらいのそういう考え方で、駐車場を平らにして、更に使いやすくするという部分まで踏み込んでいったほうがいいんじゃないかと思うんですけど、そのシェルプラザの使いにくさの状況というのは、どのように町のほうで考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 田村議員の御質問にお答えします。

使いにくさの状況というお話がされましたが、その辺の所の苦情とかそういう分というのは、町のほうに直接ですね、これまでいろんな分でそんなに入ってきてないと認識しております。今回、経済対策でなぜこれを行わせていただきたかということは先ほど総務課長が説明申し上げましたが、3月定例会の時に追加で補正をさせていただいた緊急経済対策の融資事業、この融資事業を一番借りているのは建設業の方です。

そして、4月20日に建設協会の会長さんが来られて、実は近年二セコ方面の事業がどんどん、どんどん中止、更には撤退になっていると。

で、公共事業が、国・道の公共事業が発注されるまでの間、今、何とか中止となっているものを補える事業を町のほうで検討していただけないかということを私も承っております。そのような中から、実は今回、修繕ということで、工事請負になると設計したりとかそういう分がありますので、早急に悪い所を修繕できる、そういう部分について担当課のほうに支持を出して、今回2件のそういう分をさせていただきました。

ですから、議員のおっしゃってる、全体的な考えの中でやるべきではないかという部分も確かに、議員がおっしゃってる部分も今後検討する分もあると思いますが、なんとか今回はそういう緊急対策の部分の中で、

悪い所、シェルプラザは平成３年から４年に建設して約２８年くらい経っているという状況もあるので、町の方としては緊急経済対策も含めた部分の中で今回修繕をぜひ行いたいと思っております。

その修繕をやるにあたって、議員がおっしゃった、真ん中の部分とかそういう部分が、そこの中で使い勝手が悪いとかでしたら、全体的に修繕というよりそれはもう完全な工事請負というか、アスファルトも含めてそういう舗装も全部しなかったらならないという分がありますので、その点については今後の課題という分にしたいと思いますが、周りのそういう所の縁石について、ぜひ今回やらさせていただきたいなと。

こういう、実は経済対策の部分の中で非常に、融資を行った中で建設業が一番多かった、借りてるのが。そういう部分の中で少しでも、発注部分、国・道の、繰り返しになりますがその発注が出るまでの間、そういう修繕的な部分をすぐ出したいという思いで今回させていただいたという分がありますので、御理解願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○２番（田村陽子） 少し理解はしました。ただ、駐車場の使いづらさというのは私も近場ですし、時々行くんですね。去年もゴールデンウィーク時期にたくさんのお客さんとお話を聞いた時に、真ん中のあれは何なんだと。あれがあるから出入りがどうも難しい、ふるさとの丘の方は町長のお声がけということで、駐車帯も広くしてくださいました。

やはり昨日も、見てても本当に、それをするなら駐車場自体を使い勝手いいものを、真ん中の縁石は逆にもう付けられないほうがいいんじゃないかと、平らになりますからね、だからそういう所での、修繕する中での検討を係の中で考えていただいて、修繕したはいいけど、また除雪で削られてまた悪くなってまた修繕という形をとっていくこと自体へのやり方を変えていかなきゃならないんじゃないかな、この先ということをお伝えして終わりたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 田村議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃってるとおり、当初全部、舗装も含めて直そうという形を考えました。そうした時に、やはり１，０００万くらいかかるということでした。で、そういう部分のなかで今回緊急という分もあって、蘭越の

業者の方ができる対応、舗装だなんだとなると、町じゃなく町外の業者となってしまうので、町内の業者でできる部分、そういうのが何かとなった時に、縁石の補修だとできるということだったので、今回そういう形でさせていただきたいと思っております。議員がおっしゃった、舗装の駐車帯とかそういう部分については、ふるさとの丘をやった部分の中で、非常に効果があるということは認識しておりますので、その改修部分については今後、検討事項として十分内部で検討した部分で進めてまいりたいとかんがえておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（なし）と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号令和2年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、第2回蘭越町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時35分 閉会

